

野々市市まちづくり基本条例策定委員会第11回

【日時】2014年6月16日 19:00～21:00

【場所】野々市市役所201会議室

【参加者】

委員14名：池田、亥野、大島、大森、小竹、小堀、小松、中村、新美、林、藤田、谷内、
山岸、吉岡（五十音順、敬称略）

市職員ワーキンググループ9名：山崎、前川、熊谷、池多、有東、宮岸、水野、石田、小泉

ファシリテーター：森山奈美

アドバイザー：神谷浩夫

事務局5名：金場、栗山、中谷、舟崎、北

【欠席者】絹川、村井

1. 開会

栗山：定刻になりましたので、第11回野々市市まちづくり基本条例策定委員会を始めます。

6月2日に懇親会・意見交換会を行い、多くの方に参加いただきました。本日は小堀さんと谷内さんが遅れ、絹川さんと村井さんは欠席です。今回はワーキンググループで作った条例案について話し合いをします。森山さん、よろしくお願いします。

2. 第10回会議の振り返り

栗山：皆さんこんばんは。本日は第11回目の会議を行います。市長への提言を5月に予定していたのですが、1ヶ月遅れとなっています。前回会議までにワーキンググループから条例案の全体の枠組みが出され、会議を一度お休みして時間をいただき、もう一度議論してもらってできた条例案を皆さんで検討します。前回会議から1ヶ月が経ったので、振り返りを行います。飲み会の感想はあとで教えて下さい。前回会議で言っていた、議会からの条例に入れてほしい内容の要請は皆さんに配布されていますか。

栗山：配布はしていませんが、条例案の中で議会の役割と責務の内容として入れ込んでいます。

森山：第6条と第7条の議会の責務の内容は、議会から条例への要望だということです。前回会議では、議会や議員については学ぶ機会を検討することと、会議を1回お休みにしてワーキンググループで条例案作りを行うことを決めました。持ち越している議題は、議会の役割、市民の定義、住民投票、他の市や町との連携、行政がどの範囲まで行動するか、野々市らしさをどこに入れるかです。役割と責務、情報共有については野々市の現状を見てどうするか文章にすることになっています。次に振り返りシートからの意見です。前回会議の進め方に関する感想は割愛します。全体討議については、小グループでの議論よりも活

発に意見が出たという意見が多数出ました。前回会議の内容については、行政と職員、市民と議員の関係がまだ捉えきれないという意見、議会について勉強したいという意見が出ました。会議後の意見としては、市民の役割と責務の議論で出た経費の応分負担についてと、その際の学生の扱いについての検討が必要だという意見がありました。応分の負担は税金を払うこと等がありますが、住民票がない人は応分の負担として納税以外の方法があるか検討が必要です。条例全体については、条例は野々市らしくシンプルなものが良いという意見が多数でした。他には、野々市らしさが何かが難しいという意見、主体を細分化すると条文が増えるので条文ごとに解説資料が必要だという意見が出ました。まちづくりの各主体が変化し納得して行動するようにならなければ条例の意味がないという意見が出ましたが、まちづくりがどう変わるかを期待して条例を作りたいということです。その他意見には、条例がはやく形になればいいという意見、この条例で何が変わるか改めて考えるのは良いという意見、基本的なことを含めもう一度勉強し直したいという意見、まちづくりの主体と役割と責務がこの条例では重要だという意見がありました。行政組織と、職員の責務を分けて書くかどうかは前回会議で議論されましたが、今回配布した条例案では分けて書いています。総合計画は、地方自治法では今後必ずしも作らなくてもよいことになりましたが、条例の中で総合計画をどう位置づけるかが重要です。今回配布した条例案には総合計画についての記述は入れていますか。

宮岸：総合計画について、条例案には入れています。

森山：総合計画、住民投票については、条例に入りたい、入れなくて良いという両意見がありました。条例案では入れています。議員との調整が今後必要になるので、議会の勉強の機会も含めて事務局で検討いただければと思います。協働指針と条例の整合性と関係性について、協働指針ののいちキャンパスの方程式を条例でもうまく活かせないかと神谷先生から指摘がありました。今回検討する条例案には基本理念が入っていますが、条例での基本理念と協働指針の内容が同じでいいのかは議論の余地がありそうです。また、私からは、野々市のまちづくりの基本が必ずしも協働になっていない状態ですが、あえて野々市のまちづくりは協働が基本だと条例で位置づけることも必要なのではないかと提案させていただきます。

3. ワーキンググループからの条例案の説明と意見交換

森山：ワーキンググループから条例案について説明していただきます。今から各グループに付箋紙を配りますが、ピンクとオレンジは質問、緑もしくは黄色は意見や同意したことについて説明を聞きながら書いて下さい。まずは、前文から説明と検討の状況を教えて下さい。

栗山：それでは条例案について説明します。前文は深く議論できておらず全て例として書きま

した。野々市の歴史や文化を大切にしながら未来に向けてのまちづくりを行うこと、市民・議会・行政の3つの主体が協働する内容になっています。1箇所誤字があり、「市民協働によりまちづくり推進指針」となっていますが、「市民協働によるまちづくり推進指針」です。市民憲章がまちづくりのおおまかな目標として掲げられ、市民協働によるまちづくり推進指針もあるので、この趣旨を尊重しながら、まちづくりをすすめることを書いています。第1章は総則ですが、基本的な内容を定めて、条例を長く使っていくために普遍的で抽象的な表現にしています。第2条は定義について書いています。第2条の1号が市民の定義です。ア市内に居住する者、イ働く者、ウ学ぶ者、エ事業を行う個人、法人またはその他団体、オ活動を行う個人、法人、その他団体とありますが、ワーキンググループの中でエとオは似ているという議論がありました。2号は議会の定義です。3号の行政については、市の執行機関、市長およびその補助機関（教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会など）が執行機関として位置づけられています。4号のまちづくりは、安全で安心な暮らしやすい地域社会をつくり、市民の快適な生活環境を確保するための活動の総体としています。5号の市政については、まちづくりのうち、議会及び行政が担うものを言うという表現です。6号の参画については、立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に参加し、意思決定に関わることについての主体は市民です。市民が立案の段階から関わるのが参画になります。7号には協働について書いており、現在はこの文章で表現していますが、市民協働によるまちづくり推進指針から抜粋して変更したいと考えています。8号の地域活動は、地縁に基づいて行われるまちづくりの活動を指します。9号は市民活動で、地縁に関わらず、目的や問題意識が同じ人が集まる活動を市民活動と捉えています。5ページの第3条が条例の位置づけで、野々市市の最高規範であり、野々市市の法律としては上位に位置づけることをうたっています。その他条例規則の運用及び見直しにあたっては、この条例との整合性を図らなければならないとしています。条例との整合性の部分は議論の余地があります。この条例の表現が他の条例に適応するのが良いかどうかという意見がワーキンググループから出ました。2項では、総合計画の内容についてです。3項については、予算の編成及び執行の話です。予算の編成及び執行に関しては、この条例に基づいて財政運営に努めなければならないとしています。財政運営に関しては、10ページの第11条に予算の執行と財政運営という項目があり、重なる形になっています。ワーキンググループから、第11条は市長の役割と責務に入れた方が良いのではという意見が出ました。6ページの第4条のまちづくりの基本理念については、野々市市におけるまちづくりは自発心の育成、連帯感の醸成、創造力の向上を基本とし、それぞれを掛けあわせて最大の相乗効果を発揮できるように、主権者たる市民が市民の力で幸せを実感できる住み良い地域社会を実現することを基本理念とすると書いています。第1条でまちづくり

の基本理念および基本原則を確認し、まちづくりの主体である市民、議会、行政のそれぞれの役割と責務を明らかにするとあるのですが、第4条には基本原則が入っていませんので、ワーキンググループでは基本原則を追加すると意見が出ました。

森山：ありがとうございます。ここまでで、皆さんから意見を集めます。条文の下の四角の枠組みの中の文章は逐条解説でしょうか。

栗山：そうです。ちなみに逐条解説は、条例と別にして解説として出します。

森山：全体に関わる意見でも構いません。書けた人から意見を集めます。

〈各自意見を記入、ホワイトボードに意見を書いた付箋を貼る〉

森山：皆さんから出された意見を見てみましょう。全体的に文章が難しい、長い、読みにくい、全体を読む気がしない、野々市市の由来も入れてほしいという意見が出ています。歴史から書いてあるのが良いという同意意見もありました。全体的にイメージを変えないと面白さに欠ける、市民憲章や推進指針が知られていない、ののいちキャンパスの方程式を取り入れてみてはどうか、3条の目的は市民が主体のまちづくりを推進するだけでも良いのではないかという意見がありました。2条の市民の定義で、事業を行う個人または団体と、活動を行う個人法人または団体を分けた意図は何でしょうか。

山崎：営利活動である事業と非営利活動である活動という意味で分けています。

森山：営利活動は事業、非営利活動は活動ということでしょうか。活動には外から野々市に買い物に来る人も入るのかという質問もありました。確かに、野々市は特に買い物だけに来る人が多いです。野々市で働く人、学ぶ人は日常生活の多くの時間を野々市で過ごすので、市民の定義に入ってもおかしくはないのですが、買い物客についてはどう思いますか。

吉岡：買い物客を野々市市民と定義すると、野々市に来る人みんなが野々市市民になってしまうので、野々市に買い物だけに来る人は市民には入らないと思います。

水野：野々市に来る買い物客は、あくまでもお客様だと思います。

森山：観光客は市民かという話で、観光客に役割と責務と言われても困ってしまいますね。

小松：観光客は市民に入らないということですね。

森山：そうですね。逆に市民ではないものを規定しておいた方がいいという意見も出ました。観光客は市民ではないという意味を条文に書くと市民の範囲がわかりやすくなるという意見です。そして、地方自治法を超えて条例に市民の定義を規定していいかという質問が出ましたが、これは可能です。まちに居住する人だけが住民だというのが地方自治法の考え方ですが、働く者と学ぶ者を市民の定義から抜くということでしょうか。

林：それがシンプルだと思います。もし、働く者と学ぶ者を市民の中に入れるのであれば、憲法からはみだすことになるのではないのでしょうか。

森山：地方自治法の住民という表記でなく、この条例では市民と定義するのですよね。

- 林：色々な問題が出てきます。市民の定義に野々市で働く人を入れると、働く人が住民の意見を上回った場合はどうするのでしょうか。学生も多いです。
- 森山：前回会議でも言いましたが、市民の定義の中に働く者や学ぶ者、つまり住民票を移さずに学び、働く人が多くいますが、その人たちもまちづくりの主体とするかということです。
- 小松：学生でも野々市のアパートに住んでいれば、住民票はなくても町費は払っているはずですが、それが市民の負担となるかどうかははっきりとは言えません。ですが、ごみ出しや、色々な形でまちの活動に参加しています。学生を無視するよりは活かすべきだと思います。
- 森山：そういう意味では、地方自治法の住民の定義を超えて、条例で市民の定義するべきではないでしょうか。たとえ住民票がなくても、まちに責任があり、まちづくりの主体となつてほしいという考え方を示したほうが良いと思います。
- 林：住民票がなくても、消費行動のように金沢市に住んでも野々市で納税する場合もあります。それをどう定義するかということです。
- 森山：働く者も同じで、金沢市に住所はあっても野々市市役所で働く人もいます。
- 林：応分の負担についてもう少し考えた方が良いと思います。
- 森山：事業をする者と活動をする者の扱いをどうするかということもあります。全体構成について、定義を総則に入れるより巻末の補足または資料に入れると簡潔になるという意見が出ました。5号に市政という言葉が出ていますが、議会と行政が担うものが理解できないという質問がありましたが、説明していただけませんか。まちづくりの中に市政があるということでしょうか。市政でまちづくりではないものはありますか。
- 水野：住民票の交付や申請が、まちづくりに必ずしも結びつかないと思います。
- 森山：住民票の交付や申請は、安心で安全な暮らしやすい地域社会につながります。
- 小松：この人は市民だと証明することになりますね。
- 森山：住民票は、市民の快適な生活環境を確保するためのデータベースです。
- 宮岸：言葉で言うと、市政はまちづくりに入ると思います。
- 森山：まちづくりのうち市政は、行政や議会が担うもので、行政や議会が担わないまちづくりもあるという考え方でよろしいでしょうか。市民だけでやるまちづくりもあり、企業でやるまちづくりもあります。行政が担う部分に関しては市政ということです。6号の参画については、市民が計画段階から参加する事項は何が考えられるかという質問がありました。
- 吉岡：参画は実施段階だけではなく、計画段階から参加することですが、実際に計画段階から参加するものがあるのかどうか疑問です。
- 森山：今まで参加という言葉は出てきましたが、参画という言葉が出てきました。参画は意思決定に関わるというのは重要で、意思決定については市長がするのが意思決定だという話が出ましたが、市民がとは書いていません。条文の主語は誰でしょう。

吉岡：誰がやるのかと思っていたら条文解説の中では、主語が市民という書き方でした。

森山：その後、参画という言葉は後ろに出てきますか。

栗山：5条の第2項で出てきます。

森山：参画または協働の機会を、とあります。計画段階から参加するというと、この条例づくりも計画段階から市民が参加しています。この条文の意味は他の部署で行われるまちづくりでも参画をしていく、参画の方がより主体的であるという意味だと思います。次に3条に移ります。市の最高規範が規定したものが、国の最高規範である憲法を超えて憲法に抵触しないのかという質問がありましたが、説明いただけないでしょうか。

林：条例における最高規範という表現をあえて使わなくても良いと思います。

森山：位置づけが最高でなくていいということでしょうか。最高という表現ではなく、最も上位に位置づけられるという表現はどうでしょうか。

林：あえて条例の上下関係をつくる必要はないと思います。最高規範という書き方をすれば良いというのは乱暴な議論だと思います。

森山：なるほど。その他の意見では、何かはわからないけどもやもやする、もう少しシンプルにできないか、総合計画について条例の位置づけとしてこの場所で定めたのは良い、まちづくり基本条例や総合計画その他条例規則との関係がわかりにくい、総合計画の整合を図る程度が良いのでは、逐条解説と中身が合っていない、総合計画のことが書かれていないという意見がありました。

小松：最高規範だという言い方は大げさかもしれませんが、まちづくり基本条例をもとにして、今後条例を作ったり、私たちの気持ちが入るので憲法と同じように扱ってほしいという位置づけをはっきりする必要があると思いました。

森山：この条例が大事だということを別の表現で表すとしたら何がありますか。

小堀：中心的とか、代表的とか、基本的という表現があると思います。

森山：まちづくり基本条例という名前ですからね。そういう意味でも通じるとは思います。

小堀：この条例が一番とか、まちづくりの中ではこれを中心という表現になると思います。

森山：次に、総合計画についてです。以前ワーキンググループ会議で総合計画は必要か議論しましたが、水野さんは総合計画は必要ない派ではありませんでしたか。

水野：私は総合計画が必要あるか分からない派です。条例に総合計画が載っているのは構わないのですが、総合計画と条例との整合性が図られるだけでいいのなら、条例に総合計画の位置づけではなく総合計画を作る規定を入れるかわかりませんでした。

林：前回会議で総合計画の策定義務がなくなったという話がありましたが、調べてみると、平成23年に議会の議決すべき事例に関する条例という中に、構想の策定または変更に関することという定めがあり、市町村は議会の議決を経て総合計画をどうするか定めること

となっていました。総合計画の策定や変更に関する部分はのでしょうか。

宮岸：それは、総合計画を作らなければいけないという解釈でしょうか。総合計画の策定や変更には議会の議決が必要なだけであって、総合計画を作りなさいという意味ではないと思います。あくまで議会の議決を得ることだけを示しているに過ぎません。

林：この構想の策定または変更に関することという規定を作ったということは根拠があったということではないでしょうか。

森山：今ある計画の賞味期限の話で、次に計画が変わるときには必ず議会の議決が必要ということ。例えば新しい総合計画を作らなければ第1次総合計画がずっと有効なのですか。

宮岸：総合計画を更新しない場合、計画期間が終われば無効となります。新しい総合計画を作らない場合は、議会の議決を入れて期間をのばします。

森山：まだ第2次総合計画の話は始まっていないということですが、総合計画を作るかどうかを条例に入れる必要があるということです。今作っている条例は、基本となる条例という認識はありますが最高規範という表現になるかは分かりません。最高規範と他の条例との関係は、法的解釈が必要になるので、私たちはこう思うということで進めましょう。

宮岸：この条例がまちの憲法という認識でワーキンググループは条例案を作りはじめました。大体の自治体の基本条例でもまちの憲法で、こういう表現になりました。

森山：極端な話を言えば、国がなくなったときにこの条例で自治をしていけるかという話です。総合計画の話は前回の持ち越し議題なので、ワーキンググループ案に入れましたがすっきりしないという意見が出ています。4条が何を言っているかわかりますかというワーキンググループから委員の皆さんへの質問が出ました。他に、理念がわかりにくい、理念はいるのか、基本原則を追加すると言われたが何を想定するか、基本原則は理念と別に入れた方がいいかという質問が出ました。理想の市民、市民が参画するにはという話はしましたが、まちづくりをどんな理念に基づいて行うかという基本理念の議論はしていません。

吉岡：第1条の目的に、まちづくりの基本理念・基本原則を確認という言葉が入っています。分けてあるから第1条が長いのではと思いました。

森山：この条例は、まちづくりの基本的な事項を定めることにより、市民が主役のまちづくりを推進することを目的とするという表記でも良いのではないのでしょうか。

小松：シンプルイズベストだと思います。

森山：目的は大幅に削っても良さそうですね。ただ、理念のところは私もまだ疑問です。解説がないのはなぜでしょうか。

栗山：ワーキンググループでも議論が煮詰まっていなかったからです。

宮岸：自発心の育成などはまちづくり協働指針ののいちキャンパスの方程式を書いています。鶏が先か卵が先かという話になるのですが、条例は最高規範というスタートで、協働指針

や目的が入るべきかという議論が煮詰まり、時間もないので一旦委員会に出しました。

森山：基本的な条例であるからには、理念を定めたいというのはよく分かりますが、その中身に何を入れ込むかは、第4回会議から第8回会議までの議論で挙がりました。野々市をつくっているという自慢、連帯感、創造性、楽しく元気に幸せに、市民が自主性・自発性を持って市の課題に関わりあうためにという議論をしましたが、それ自体が理念です。第4条も要チェックの条項です。前文はもっと書き方を変えましょう、第1条は短く、第2条はエとオをどのような表現にするかということと、市民の定義自体はOKになったのですね。参画という言葉はどうするかは持ち越し、市政の話は理解されました、定義自体の場所を移す事に関しては結論が出ていないのですがどうでしょうか。条文で定めるのではなく、巻末にインデックスのように入れたらどうかという提案がありました。

吉岡：やはり条項の中に入れるのが一般的ではないでしょうか。

森山：市民の定義は特に大事ですね。

宮岸：行政マンの立場からすると、市民を定義することが当たり前になっています。

森山：問題は後半部分です。まちづくりや市政というのは、定義しなくても巻末でいい感じします。市民の定義、主体を定義することは重要だと思いますが、それ以外の用語解説として4号から9号は検討の余地ありです。第2条で書きたいことは、誰がまちづくりをするのかを定めることになるでしょうか。用語の定義というよりはまちづくりの主体の定義なのでもう一度議論しましょう。位置づけも、総合計画をどうするかは持ち越し、基本理念もまだよくわからない感じです。今のように解説してもらい、意見を出すと時間がかかってしまいますので、第6章は附則なので、グループごとに第2、3、4、5章について残りの時間は議論しましょう。

〈各グループで意見交換〉

森山：それでは2章から順番に話を聞きたいところなのですが、時間がおしているのので、出された意見を事務局でまとめてから皆さんにフィードバックします。各グループから一つずつ、特によく出た話、全体に関わる話、これはどうしても言いたいという意見の発表をお願いします。それでは第2章のグループから発表をお願いします。

中村：このグループでは、条例はそもそも誰がどこで読むのが疑問でした。行政を動かすための法律なのか、市民に読んでもらうものなのかによって、条文の書き方、量、ボリュームが変わってきます。それがしっかり決まっていなくて、条例案の細かい部分の話ができないと思いました。また、ワーキンググループには時間をかけて作ってもらったのですが、この条例案の文章は先に読み進む力がないと思いました。これは私たちが条例案を作っていないからこそ見えてきたと思いました。

森山：ありがとうございます。そもそも論ですね。では第3章のグループの発表をお願いします。

す。

大島：第3章について、第12条、13条を見ていると、最初に市民は〇〇するように努めると書いてあり、2項の方では行政は支援を行うものとする共通で書いてあります。市民は、行政は、という言葉は前提条件として最初に書き込んでしまえば、市民は、行政はという書き方がなくなり文章がすっきりするのではないかという話になりました。

森山：ありがとうございます。市民の活動を支援することを第2章の行政の責務に入れてしまえばいいという意見が出ました。次に第4章のグループの発表をお願いします。

前川：第4章は情報共有についてなのですが、具体的にどうすれば収集・共有できるかが書いていないので行動に移せないという意見が出ました。全体の話で野々市らしさが見えない、読むとすぐに野々市だとわかる文言がほしいという話が出ました。

森山：ありがとうございました。第4章はワーキンググループが議論を詰め切れていない部分もあるので、繰り返しの条文は直す必要があります。第5章のグループの発表をお願いします。

小泉：第5章は、24条から27条まであり、全部について議論できたわけではないのですが、そもそも24条が必要か、「参画」をもう一度考える必要があるという話が出ました。25条で参画については計画段階から積極的に参加するという定義ですが、例えば一声発しただけで計画になるか、ある程度人数を募る段階か、具体的に伝わりづらいと思いました。

森山：ありがとうございました。各章意見が出ているので、今後ブラッシュアップします。この条例が何のためなのか、誰がやるのかということについては、5w2hで整理します。Whereの場所は野々市で、Whenの期間はいつでも良いというのは決まっています。Whyの目的の部分は、市民が主役のまちづくりを推進するため良いでしょうか。Whoの誰がという部分は、まちづくりを行う主体として市民と行政と議会がありますが、市長と職員、議会は議員があると定義されました。Whatの何をするかは、野々市市をよくする活動としてまちづくりをやるための基本条例なので、誰が何のために何をするための条例なのかもっとシンプルにわかりやすくできればと思います。お金の部分は別にしてHowの部分は何が入るのでしょう。例えば、野々市でまちづくりをやる上で「ののいちキャンパス」の方程式のやり方でいいか考える必要があります。もう少し具体的なことをイメージした方がHowになるという気もします。もう一度ワーキンググループで話し合いを頑張りましょう。次回は7月7日ですが、1ヶ月ずれてはなっていますが、課長、大丈夫でしょうか。

金場：大丈夫です。

森山：想いを語る前にもう一度骨子案に会議の回数を使いたいと思います。神谷先生、もれなどあればご指摘お願いします。

神谷：議論が最初に戻った感じを受けました。まちづくりの定義があいまいで、例えば行政がやること全部がまちづくりか等、人によって意見が違うので難しいです。松下先生の本を読むと、まちづくり基本条例と自治基本条例の2つの形があります。今回出た憲法の話は自治基本条例の話で、その流れだと、議会、行政、首長の役割という憲法のようになると思いますが、もう少し狭い意味でのまちづくりを捉えた場合は、協働に重点をおいたスタイルになると感じました。条例の目的は、市民が協働のまちづくりを行えるように背中を押す役割という発言が以前ありましたね。また、参考意見として、明治大学の先生がまちづくりには攻めのまちづくりと守りのまちづくりの2種類あると言っていました。例えば、孤独死の老人を防ぐためには、民生委員の人がどこでどういう人が暮らしているかを市に提出して、周りがサポートする安全安心のまちづくりというのが守りのまちづくりです。一方で、新しいものを作っていくこと、例えば野々市に学生がたくさんいることを活かしてまちを発展させようというのは攻めのまちづくりだと言っていてわかりやすいと思いました。まちづくりのあいまいな定義をどこまで共通認識として持っていくかが重要です。

小松：まちづくりに攻めと守りがあるならば、野々市の条例は七尾市と同じにはなりません。野々市も50年たてば守りのまちづくりになるかもしれませんが、やはり攻めのまちづくりをやるべきだと思います。誰のための条例か、など根本を決めて会議を進めないと、ワーキンググループから条例案を出されても、最後にすっきりしない気持ちが残ります。

小堀：野々市らしさ、わかりやすい表現、皆に読んでもらえる、野々市を好きになるようにするというこれまでの議論で出てきた条例づくりにおけるキーワードを忘れがちで、議論していくうちに横道にそれていきます。この会議で出た重要なキーワードを、皆の共通認識として一覧で確認できるものがあれば良いと思いました。

森山：では、条例を作る上で重要だと思う考え方をまとめた上で市長に提言してはどうでしょう。次回はもう一度原点に立ち返り、中身としては何を大事にするか、条例でどんなまちを作ろうと思っているのかをまとめ、骨子案とは別に、条文案を検討する中で貼っておきましょう。それでは最後に会長お願いします。

5. 閉会

藤田：今日も遅くまでお疲れさまでした。前回、飲み会で色々深い話をしていただきよかったです。神谷先生のお話でもあったように、総合計画でも保守的な部分はあります。行政では大学連携を進めていますが、結果的に野々市はゆっくり攻めのまちづくりの方向に進むと思います。ただ、どうしても高齢者が増える現実もあります。それもふまえて、これがまちづくりのもとだという条例を決められれば良いと思っています。次回会議も皆さんから意見をいただきたいです。ありがとうございました。